

# 大学生の手話学習への関心についての調査

A research of willingness to learn sign language  
among university students in Japan with normal hearing

村瀬 忍\*・鈴木 祥隆\*\*

Shinobu Murase\* and Yoshitaka Suzuki\*\*

\*岐阜大学教育学部 \*\*筑波大学大学院人間総合科学研究科

\*Faculty of Education, Gifu University

\*\*Graduate School of Comprehensive Human Science, University of Tsukuba

手話の言語としての地位が法的に保障され、ろう者にとって手話を利用する権利が社会的に認められつつあるものの、手話のできる聴者は数少ない。そこで本研究では、手話人口の拡充の可能性を考察することを目的として、大学生が手話にどの程度興味をもっているのかを調査した。その結果、聴者の大学生の多くは手話に興味をもっているものの、ほとんどが手話を学習したことがないことが明らかになった。この理由の第一は、身近に手話を学ぶ場所がないことであった。また、大学の講義でろう者が手話を使用する権利について学んだ学生の大多数は、ろう者が手話を使用するのであれば、少しでも手話でコミュニケーションがとれるような準備が自分にも必要であると考えていた。身近に手話が学習できる機会が増えれば、聴者の間にも手話人口の拡充が期待できることが示唆された。

**キーワード：**手話 ろう者 手話言語法

**Key Words :** sign language, people who are deaf, the Sign Language Act

## I はじめに

手話は、ろう者のコミュニケーション手段として用いられてきたものの、これまで、言語としての認知が十分ではなかった(山本, 2009)。しかし、2006年12月13日の国連総会において採択された障害者権利条約の中で言語に手話が含まれることが明記され、この条約の発効により、手話は言語としての位置づけを法的に獲得した。2014年1月20日に障害者権利条約を批准した日本は、これまで障害者の権利を守るために国内法の整備をおこなってきた。2011年8月に公布された改正障害者基本法において言語が「言語(手話を含む)」と規定されたことで、日本でも手話の言語性が法律で認められたと言える。現在では手話の権利をさらに守るために、手話言語法を制定しようとする社会の動きが活発化している。

手話言語法の目的は、ろう者の基本的人権を保障するために、ろう者が手話を言語として使用できる環境を整備することである(日本ろうあ連盟, 2015)。具体的に手話言語法の原案で

は、「手話を獲得する」「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」の、5つの権利をろう者に保障する(田門, 2014)。日本ろうあ連盟(2015)によると、2015年12月24日現在で、100%の都道府県が手話言語法を制定するための意見書を議会で採択し、国に提出している。2006年のニュージーランドや2015年のフィンランドなど(小林・大杉, 2014)、手話言語法の成立は世界的な潮流となっており、近い将来、日本でも手話言語法の制定が実現する可能性は高い。

ろう教育においては、2010年7月にカナダ・バンクーバーで開催された第21回聴覚障害者教育国際会議(ICED)で、1880年にイタリアミラノの第2回ICEDで採択された決議が撤廃された。ミラノ会議の決議とは、ろう教育から手話を排除し口話法を全面的に支援するものであった。この撤廃により、ろう者の教育において手話の使用が正式に認められたといえる。

このように、言語として手話が認知され、社会生活でろう者に手話が保障されるためには、聴者における聴覚障害や手話についての理解が

必要である。中でも、ろう者が手話を使用するための重要な社会資源は手話通訳士であると考えられる。しかし、全国の手話通訳士は3,378人足らずで（聴力障害者情報文化センター, 2015), ろう者にとって、手話通訳による情報保障がいつでも可能であるとは言い難い。ろう者が手話を言語として使用するためには、聴者の間の手話人口を拡充することが急務であると考えられる。そこで本研究では、手話人口の拡充の可能性を考察することを目的として、大学生が手話にどの程度興味をもっているかについて調査を行ったので、その結果を報告する。

## II 方法

### 1 対象者

調査対象は2015年度G大学教育学部1年次に在籍する196名の学生であった。学生はすべて、必修授業の1コマとして講義題名「聴覚障害者の言語権」の講義を受講した者であった。

### 2 手続き

90分間の授業のおよそ80分間を使い、聴覚障害の種類と聞こえの特徴、聴覚障害の補聴の手段、聴覚障害者のコミュニケーション手段、手話言語法について講義を行った。講義終了後に、受講者に質問紙を配布し、その場で回答してもらった。質問紙は無記名とし、授業終了時に回収した。本調査は、授業のはじめに目的を説明し、対象者から調査への回答に同意を得た上で実施した。

### 3 調査内容

質問紙には、手話や聴覚障害の知識に関する質問項目と、手話への関心や手話学習への意欲に関する質問項目が含まれた。それぞれの内容は以下の通りである。

#### ①手話や聴覚障害の知識に関する項目

講義で初めて得た情報は何かを、選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで回答してもらった。

#### ②手話への関心や手話学習の意欲に関する項目

手話で日常会話ができるか、手話を学んでみたいと思ったことはあるか、手話を5時間以上学んだことはあるかについて、できる／できない、もしくは、ある／ないで回答してもらった。さらに、手話を学んだことがない学生を対象に、その理由について、選択肢からあてはまるものを選んで回答してもらった。また、全員を対象に、手話言語法が制定されたら、自分はどうのような努力をするかについて、自由に意見を記述してもらった。

## 4 分析

自由記述以外の質問項目は単純集計をおこなった。自由記述については、内容を項目に分類して、意見の内容を分析した。

## III 結果

### 1 回答者数

授業の出席者数196名のうち、質問紙への回答に同意しなかった6名と、記述項目に回答していなかった31名の、合わせて37名を除いた159名(81.1%)を分析の対象とした。

### 2 手話や聴覚障害の知識について

設定した選択肢の6項目のそれぞれについて、講義によって初めて知ったと回答した学生の割合(%)を図1に示す。

6項目すべてを知っていたと回答した学生は、159名中2名だけであった。ほとんどの学生がいずれかの項目に知識がなかったと回答しており、平均3項目に知識がなかったと回答していたことがわかった。最も人数が多かった項目は、手話の型についてであった。119名(75%)の学生が、日本手話や日本語対応手話、中間型手話などの区別があることを知らなかった。手話に日本語とは異なる文法があることについても、98名(62%)の学生が知らなかったと答えていたことが明らかになった。補聴器を使用しても聞こえづらいことがあることや、読話の難しさなどについても、半数から3分の1近くの学生

が理解していないことがわかった。

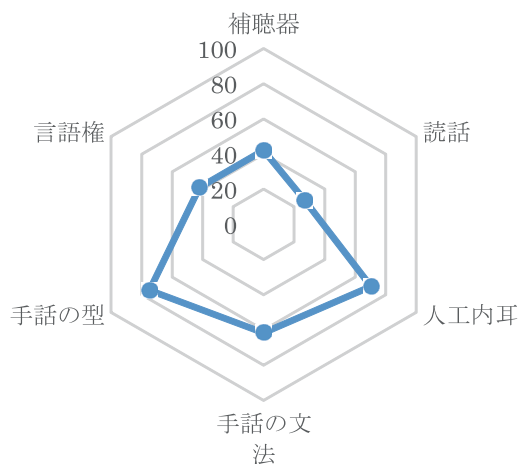


図1 初めて知ったと回答した、各項目の学生割合 (単位%)

各項目の内容は次の通りである。補聴器=補聴器をつけていても音が聞きとりにくい。読話=見た目が同じなので、読み取りにくい音がある。人工内耳=人工内耳という補聴の手段がある。手話の文法=手話の文法手話には日本語とは異なる文法がある。手話の型=手話には、日本手話、日本語対応手話、中間手話などの種類がある。言語権=手話を聴覚障害者の言語の権利として守ろうとする社会の動きがある。

### 3 手話への関心や手話学習の意欲について

#### (1) 手話で日常的な会話ができる学生数

手話で日常会話ができると回答した学生は、159名中1名であった。質問紙への回答から、この学生は家族に手話を使う環境があったことから自然に手話を習得していたことがわかった。したがって、手話を使う環境がないにもかかわらず、自発的に手話を習得していた学生はひとりもないことがわかった。手話を使う必要性が、手話学習には重要な動機となると考えられた。

#### (2) 手話を学んでみたいと考えたことがある学生数と実際に手話を学んだことがある学生数

手話を学んでみたいと思ったことがあるかどうかを質問したところ、115名(72%)が、あると回答した。しかし、その中で実際に5時間以上の手話学習の経験がある学生は8名(7%)にすぎなかった。手話への興味は高いものの、

実際の学習に結びつくことはほとんどないことが明らかになった。

#### (3) 手話を学んでいない理由

手話を学びたいと思ったことのある学生に対して、実際に手話を学ばなかった理由について、回答に選択肢を設けて質問した。結果を図2に示す。

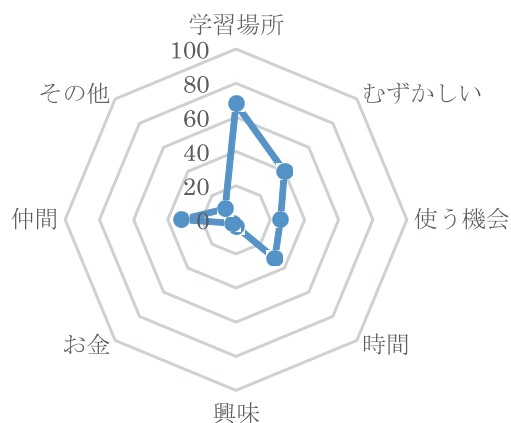


図2 手話を学んでいない理由の各項目の学生割合 (単位%)。

各項目の内容は次の通りである。学習場所=どこで学べるのかわからなかった。むずかしい=むずかしそうだったと思った。使う機会=覚えても使う機会がないと思った。時間=時間がなかった。興味=興味がなかった。お金=お金がかかった。仲間=一緒に学ぶ人がいなかった

どこで学んだらよいかわからなかったと回答した学生が最も多く68名であった。これに学ぶ機会がなかったとその他の回答欄に記載した学生6名を含めると、64%をしめた。次に多かったのは、手話は難しいのではないかと回答した学生が40名で、全体の35%であった。学ぶ場所も身近にない上、難しいそうだと思うことが、興味はあっても実際に学習する経験に至っていない理由であると考えられた。

そのほか、学ぶ時間がなかったり、一緒に学習する仲間がいなかったりしたことを理由として回答した学生がそれぞれ32名(28%)いた。学んでも使う機会がないと思っていた学生は26名(23%)で、比較的少ないと考えられた。

#### (4) 手話言語法が制定されたら、自分にどのような努力が必要だと思うかについて

講義では手話言語法を制定しようとする社会の動向について解説した。その後、手話言語法が制定されたら、自分にはどのような努力が必要であるかについて、自由記述で回答してもらった。その結果、自分が手話を習得する必要があると回答した学生が134名存在した。これは全体の84%に相当し、必要なら手話を学びたいと考えている学生が非常に多いことが明らかになった。その他、聴覚障害や聴覚に障害のある人についての理解を深める必要がある、法律や手話言語について理解する、子どもたちに手話を教える必要があるなど、少数であるが回答があった。

### IV 考察

#### 1 手話や聴覚障害の理解について

手話が聴覚障害者のコミュニケーション手段の一つであることを理解していても、日本語にマニュアルサインを付加しているものを日本手話と考えている学生がほとんどであると考えられた。これは、日本手話と日本語対応手話との区別があることを知らなかった学生が多いことから推察されることである。今後、手話が言語として社会に認知されるためには、日本手話が日本語とは異なる文法を有し、表現も手話独自のものがあることを、手話の一般的な知識として普及させていく必要があるであろう。

聴覚障害の特徴についても、補聴器をつければ聞きとりにくさが解消されると考えている学生が半数以上にのぼり、聴覚障害者が音声言語を習得することの難しさを理解できている学生は少ないと考えられた。また、読話についても読み取りの困難さを初めて知った学生が全体の4分の1を占めた。これらのことは、手話の使用がろう者にとって重要であることに気づかない要因となると考えられる。また、人工内耳を知っている学生は30%程度であり、聴覚障害への関心の低さがうかがえた。手話の必要性を提唱するためには、聴覚障害者の聞こえや補聴についての知識の啓蒙も必要であると考えられた。

#### 2 手話の普及について

今回の調査で、手話を学びたいと考えたことがある大学生は非常に多いことがわかった。また、講義でろう者が手話を使用する権利について学んだ学生の大多数は、ろう者が手話を使用するのであれば、少しでも手話でコミュニケーションがとれるような準備が自分にも必要であると考えていた。これらの結果は、聴者の間の手話への関心は高く、社会には手話が受け入れられる素地があることを意味すると考えられる。手話を学ばなかった理由についての質問から、手話を学べる場所についての情報がなかったことが大きな要因と考えられた。身近に手話が学習できる機会が増加すれば、聴者の間にも手話人口の拡充が期待できることが示唆された。

### 文 献

- 小林昌之・大杉豊 (2014) ニュージーランド手話言語法の形成と発展. 手話学研究 23, 57-75.
- 田門浩 (2014) ニュージーランド手話言語法の形成と発展. 手話学研究 23, 11-30.
- 聴力障害者情報文化センター (2015) 手話通訳士試験 <http://www.jyoubun-center.or.jp/slit/list/> 最終アクセス 2016/1/8
- 日本ろうあ連盟 (2015) 手話言語法推進事業 <https://www.jfd.or.jp/sgh> 最終アクセス 2016/1/8
- 山本雅代 (2009) 言語としての手話—言語学における位置づけ. 商学研究 57(2), 89-103